

建設エキスパート活用支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、建設関係の各種資格を有し、豊富な現場実務経験や監理経験を有する民間建設関係企業等（以下「関係企業等」という。）の退職者等（以下「建設エキスパート」という。）を登録し、その技術力を活用することにより、公共工事の品質確保や市町への技術の支援、及び本県技術職員の技術力向上を図ることを目的とする。

(建設エキスパートの定義)

第2条 この建設エキスパート活用支援事業実施要領（以下「本要領」）において、建設エキスパートとは、関係企業等の退職者で企業等に雇用されていない者のうち、以下の各号に掲げる資格を有する等の高度な技術力を有する者をいう。

- (1) 技術士（建設部門、上下水道部門、環境部門、総合技術監理部門）
 - (2) 建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条の3に定める種目の1級技術検定合格者
 - (3) 測量士
 - (4) 一級建築士
 - (5) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条で定める「主任技術者」又は「監理技術者」の経験が10年以上の者
 - (6) 上記(1)～(5)に掲げる資格と同等の資格を有する等、高度な技術力を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、栃木県県土整備部長が認定・登録した「栃木県災害復旧技術アドバイザー協会」(以下「技術アドバイザー」という。)は建設エキスパートとみなす。

(建設エキスパートの申請)

第3条 建設エキスパート登録を希望する者は、「建設エキスパート登録申請書」(様式-要1)により、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「財団」という。）理事長宛て申請するものとする。ただし、技術アドバイザーは申請を要しない。

(建設エキスパートの審査等)

第4条 理事長は、申請者に対し「建設エキスパート登録に係る面接審査について」(様式-要2)を通知するものとする。

2 理事長は、建設エキスパートを登録するにあたり書類及び面接による審査を行う。

3 理事長は提出された登録申請書について、別に定める「建設エキスパート登録審査基準」により保有資格、実務経験等を書類審査するとともに、申請者との面接を行い、本事業の目的を遂行できる能力の有無を確認する。

また、面接時に「建設エキスパート活用支援事業実施要領」の内容についてエキスパートの同意を得、同意書(様式-要3)の提出を求める。

4 前3項の規定にかかわらず、技術アドバイザーは、審査を要しない。

(建設エキスパートの認定及び登録等)

第5条 理事長は、第2条の各号の一に該当しかつ、高度な技術的指導、助言等の支援を行い得る能力及び当該事業に熱意を有する者及び理事長が本事業の目的を遂行するために特に必要と認めた団体について、建設エキスパートとして認定するものとする。

2 理事長は、決定された建設エキスパートを建設エキスパート名簿(以下「名簿」という。)に登録するとともに、(公財)とちぎ建設技術センター建設エキスパート証(様式-要4)(以下「建設エキスパート証」という。)を交付するものとする。ただし、技術アドバイザーには交付しない。

3 建設エキスパートは、財団に対する民間等の協力者であって財団職員の身分は持たないものとする。

(建設エキスパートの登録抹消等)

第6条 名簿に登録された者が次の各号の一に該当した場合、理事長はその者を名簿から登録を抹消することができる。

- (1) 本人が登録抹消を希望したとき。
- (2) 登録決定の参考とした事項に、偽りその他不正があったと認められたとき。
- (3) その他、理事長が不適格と認めたとき。

2 名簿から登録を抹消された者は、速やかに前条第2項に規定する建設エキスパート証を理事長に返還しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、技術アドバイザーは、「栃木県災害復旧技術アドバイザー制度要綱」(以下「技術アドバイザー要綱」という。)第4条によるものとする。

(支援内容)

第7条 建設エキスパートが行う支援は公共事業等における調査、測量、計画、設計、施工、積算、監理、監督、検査、災害復旧、研修等、事業全般にわたるものとし、支援要請者(監督員等)に対する技術的指導、助言の支援(研修講師等を含む。以下「支援等」という。)を行うものである。ただし、技術アドバイザーは、技術アドバイザー要綱第5条によるものとする。

2 建設エキスパートの支援等は各法令、条例、要綱、要領(ただし、本要領を除く。)等(以下「法令等」という。)に基づく行政上の判断等を行うにあたり参考等にするために行われるものであり、法令等に基づく行為は含まないものとする。

3 建設エキスパートから支援等を受けた場合、最終的な判断及び決定は公共事業等に責任と義務をもつ各支援要請者が行うものとする。

(支援手続)

第8条 建設エキスパートの支援等は、支援要請者と財団が支援業務委託を締結し、実施するものとする。なお、支援要請者と財団が「建設エキスパート支援要請表」(様式-要5、要6)を取り交わすことで、業務委託締結を省略する。

2 支援要請者からの支援要請に対して、理事長は適切な支援等を行える建設エキスパートを選定し、「建設エキスパート支援要請表」(様式-要7)により、建設エキスパートの意思を確認して承諾を得なければならない。ただし、技術アドバイザーは、「栃木県災害復旧技術アドバイザー協会」の承諾とする。

(建設エキスパートの責務)

第9条 建設エキスパートは、支援要請者の要請に誠実に応えなければならない。

2 建設エキスパートは、本業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第10条 支援等を行った建設エキスパートは、その実績を所定の「建設エキスパート支援実施結果報告書(建設エキスパート用)」(様式-要8)に記載し、理事長に報告する。財団は内容を確認し、速やかに支援要請者宛て報告書を提出する。

2 支援要請者は支援完了確認後、速やかに「建設エキスパート支援完了確認書」(様式-要9)を財団宛て提出する。財団は、当該確認書を受理した後、「業務完了届」(様式-要10)及び「支援日確認表」(様式-要11)を作成し、支援要請者宛て提出する。

(建設エキスパート支援経費等)

第11条 建設エキスパートの支援等に要する経費は、人件費、旅費交通費、資料代及びその他の経費とし、別に定める「建設エキスパート支援業務委託積算基準」により算出するものとする。

2 理事長は、支援日数に応じた謝金等を別途建設エキスパートと締結する「建設エキスパートの支援に関する覚書」によって、建設エキスパートに支払うものとする。ただし、技術アドバイザーは除く。

(損害賠償)

第12条 建設エキスパートの支援等に伴い発生した事故、損害等については、次の各号によるものとする。

(1) 支援要請者の故意又は重大な過失により建設エキスパートに負傷又は損害を与えた場合は、支援要請者はその責を負う。

(2) 建設エキスパートの支援等により、支援要請者又は第三者に損害が生じた場合であって、それが支援要請者の判断に基づく結果であるときにあっては、財団及び建設エキスパート

はその責を負わない。ただし、建設エキスパートの故意又は、重大な過失により支援要請者又は第三者に損害を与えた場合は、当該建設エキスパートがその責を負う。

(3) 建設エキスパートの移動中に発生した事故、傷病等については、財団及び支援要請者はその責を負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年3月8日から施行する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式一 要 1

建設エキスパート登録申請書

年 月 日

(公財) とちぎ建設技術センター
理事長 様

申請人

「建設エキスパート登録」について、建設エキスパート活用支援事業実施要領第3条の規定により、以下のとおり申請します。

(ふりがな) 氏名		保有資格等(該当する資格に○印を付けるとともに、登録年月日を記入してください。) ・技術士(部門) (登録日: 年 月) ・1級施工管理技士(取得種目に○印) (建設機械・土木・建築・電気工事・管工事・造園) (交付日: 年 月) ・測量士 (登録日: 年 月) ・主任技術者 (経験: 年 月～ 年間) ・監理技術者 (経験: 年 月～ 年間) ・その他(具体的に記入してください) *資格証明書や登録証明の写し等を添付して下さい。	
性別	男 女		
生年月日	年 月 日生 (歳)		
連絡先	住所		〒 (-)
	電話		()
	携帯電話		()
	FAX		()
	Eメール		

◆ 主な職歴

年 月	職 歴	過去の業務で特筆できる事項
		・主任技術者、監理技術者の経験が明確になるよう記入して下さい。

◆ 専門とする分野を○で囲んで下さい。(複数回答可)

【自らが専門とする分野について○を記入願います。】

・土質 ・基礎 ・鋼構造 ・コンクリート ・都市及び地方計画 ・河川 ・砂防 ・ダム ・港湾及び空港 ・道路 ・鉄道 ・トンネル ・施工計画 ・施工設備及び積算 ・建設環境 ・測量 ・建設機械 ・建築 ・電気工事 ・管工事 ・造園 ・その他 ()

◆ 専門とする業務を○で囲んで下さい。(複数回答可)

・調査 ・測量 ・計画 ・設計 ・施工 ・積算 ・監理 ・監督 ・検査 ・その他 ()

◆ 特記事項(登録に当たりご希望等がありましたら、ご記入ください。)

〇 〇 〇 〇 様

(公財) とちぎ建設技術センター
理事長 〇 〇 〇 〇

建設エキスパート登録に係る面接審査について (通知)

建設エキスパート活用支援事業実施要領第4条に基づき、下記のとおり面接審査を行いますので通知します。

記

1. 面接日時 〇〇年〇月〇日 時
2. 面接場所 (公財) とちぎ建設技術センター 〇F〇〇会議室
宇都宮市竹林町1030-2
3. 持参するもの ①写真(3cm×3cm) 2枚
②住民票 1通

担当 (公財) とちぎ建設技術センター
企画調査部 〇〇〇課 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式一要3

年 月 日

(公財) とちぎ建設技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏 名

同 意 書

建設エキスパートの登録及び支援の実施にあたっては、「建設エキスパート活用支援事業実施要領」について同意します。

様式一要 4

個人

(公財) とちぎ建設技術センター
建設エキスパート証

写真

氏名：
職種区分 (第○種建設エキスパート)

(公財) とちぎ建設技術センターの建設エキスパート
であることを証明します。

年 月 日
公益財団法人とちぎ建設技術センター

団体

(公財) とちぎ建設技術センター
建設エキスパート証

団体名：
職種区分 (第○種建設エキスパート)

(公財) とちぎ建設技術センターの建設エキスパート
であることを証明します。

年 月 日
公益財団法人とちぎ建設技術センター

様式-要5 (実施要領第8条に基づく支援要請表は、工事箇所毎に要請する)

(公財) とちぎ建設技術センター

理事長 ○○○○ 様

○○市長 ○○○○

支 援 要 請 表 (依 頼)		
建設エキスパート活用支援事業実施要領第8条により、建設エキスパートを次のとおり支援希望しますので調整をお願いします。		
対象業務(工事名) :	○○土木事務所	
路河川名・箇所名 :	○○部○○課	
工 期 :	担当者名 ○○○○	
支援内容	支援希望日時	エキスパートの職種区分
	年 月 日 (午前・午後・終日)	
	年 月 日 (午前・午後・終日)	
	年 月 日 (午前・午後・終日)	

注1：支援内容は、調査・測量・計画・設計・施工・監理・監督・検査・災害・研修・その他()を記入する。

注2：エキスパート職種欄は、要請する建設エキスパート職種区分を記入する。

注3：工期欄は、工事の工期を記入する。(委託業務の工期ではない)

(要請の要項)

この要請の要項は、次のとおりとする。

- (1) 業務内容 建設エキスパートによる技術支援業務(建設エキスパート支援業務特記仕様書のとおり)
- (2) 委託料 建設エキスパート派遣に関する単価は次表のとおりとし、いずれの金額にも消費税及び地方消費税を含まない。

建設エキスパート の職種区分	区分	人件費	直接経費		事務費
			旅費交通費	資料代	
第1種	半日	17,800円	1人1回 あたり 2,000円	実費	1人1回 あたり 3,000円
建設エキスパート	1日	35,600円			
第2種	半日	22,650円			
建設エキスパート	1日	45,300円			
第3種	半日	27,600円			
建設エキスパート	1日	55,200円			
災害復旧技術 アドバイザー		無償			無償

注1) 半日とは、拘束時間が4時間以内、1日とは拘束時間が4時間を超え8時間以内の場合をいう。

注2) 拘束時間には、建設エキスパートの現場内等の移動時間を含む。

様式-要6 (実施要領第8条に基づく支援要請表は、工事箇所毎に要請する)

〇〇市長 〇〇〇〇様

(公財) とちぎ建設技術センター
理事長 〇〇〇〇

支 援 要 請 表 (回 答)				
建設エキスパート活用支援事業実施要領第8条により、建設エキスパート支援について調整した結果、次のとおり回答します。				
対象業務(工事名) :				
路河川名・箇所名 :				
工 期 :				
(公財) とちぎ建設技術センター 企画調査部 担当者名 〇〇〇〇				
支援内容	支援確定日時	建設エキスパート氏名	エキスパート職種	人件費等(円)
	年 月 日 (午前・午後・終日)			
	年 月 日 (午前・午後・終日)			
	年 月 日 (午前・午後・終日)			

注4：エキスパート職種欄は支援する建設エキスパートの職種とする。

(要請の要項)

この要請の要項は、次のとおりとする。

- (1) 業務内容 建設エキスパートによる技術支援業務 (建設エキスパート支援業務特記仕様書のとおり)
- (2) 委託料 建設エキスパート派遣に関する単価は次表のとおりとし、いずれの金額にも消費税及び地方消費税を含まない。

建設エキスパート の職種区分	区分	人件費	直接経費		事務費
			旅費交通費	資料代	
第1種 建設エキスパート	半日	17,800円	1人1回 当たり 2,000円	実費	1人1回 当たり 3,000円
	1日	35,600円			
第2種 建設エキスパート	半日	22,650円			
	1日	45,300円			
第3種 建設エキスパート	半日	27,600円			
	1日	55,200円			
災害復旧技術 アドバイザー		無償			無償

注1) 半日とは、拘束時間が4時間以内、1日とは拘束時間が4時間を超え8時間以内の場合をいう。

注2) 拘束時間には、建設エキスパートの現場内等の移動時間を含む。

建設エキスパート支援要請表

(建設エキスパート 第〇種)

〇〇 〇〇 様

(公財)とちぎ建設技術センター

理事長 〇〇 〇〇

建設エキスパートの派遣要請を下記の通り受けたので、支援の意思を確認いたします。

記

支 援 要 請 表		
対象事業(工事名)：	〇〇土木事務所	
路河川名・箇所名：	〇〇部〇〇課	
工 期：	監督員 〇〇〇〇	
支援内容	支援希望日時	今回の業務職種
	令和 年 月 日 (午前・午後・終日) 訪問先 担当者名 〇〇土木事務所 〇〇課 〇〇〇〇 Tel	

注1：支援内容は、調査・測量・計画・設計・施工・積算・監理・監督・検査・災害・研修・その他 () を記入する。

注2：今回の業務職種欄は、要請された建設エキスパート職種区分を記入する。

注3：工期欄は、工事の工期を記入する。(委託業務の工期ではない)

承諾書

上記の支援について承諾いたします。

令和 年 月 日

建設エキスパート氏名 _____

年 月 日

建設エキスパート支援実施結果報告書（建設エキスパート用）

（公財）とちぎ建設技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

（支援建設エキスパート）
氏名 印

下記のとおり、建設エキスパート支援業務を実施したので報告します。

◇支援要請者			
所属部課名			
担当者 職・氏名			
◇支援対象			
対象事業（工事）名			
路河川名・箇所名等			
工 種			
◇支援をした年月日及び内容			
（※支援種別は調査・測量・計画・設計・施工・監理・監督・検査・災害・研修・その他（ ）を記入）			
年 月 日	区 分	支援種別	支援内容
年 月 日	1日 <input checked="" type="radio"/> 半日		
	1日・半日		

注1）支援対象の対象事業（工事）名及び路河川名・箇所名、日時、支援種別等は支援要請者と必ず確認のうえ記入すること。

建設エキスパート支援完了確認書

(公財)とちぎ建設技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

〇〇〇市長 〇〇〇〇

下記のとおり、建設エキスパート支援業務の完了を確認しましたので報告します。

◇支援要請者					
所属部課名					
担当者 職・氏名					
電 話					
Eメール					
◇支援対象					
対象事業(工事)名					
路河川名・箇所名等					
工 種					
◇支援を受けた年月日、エキスパート氏名、エキスパートの職種及び支援内容					
(※支援種別は調査・測量・計画・設計・施工・積算・監理・監督・検査・災害・研修・その他()を記入)					
回数	年 月 日	区 分	エキスパート氏名	エキスパートの職種	支援種別
第1回目	年 月 日	1日・ <u>半日</u>			
第2回目		1日・半日			
第3回目		1日・半日			
第4回目		1日・半日			
第5回目		1日・半日			
◇その他	(支援内容について、特記することがあれば簡潔に記載する。)				

業 務 完 了 届

栃木県知事 〇〇〇〇 様

住 所 宇都宮市〇〇町〇〇
氏 名 (公財) とちぎ建設技術センター
理事長 〇〇〇〇

「建設エキスパート支援業務」について、下記のとおり完了しましたので、業務完了届を提出します。

記

- 1. 委託業務名 建設エキスパート支援業務委託
- 2. 業務場所 〇〇土木事務所管内
- 3. 完了した対象業務
 - (1) 対象業務(工事)名 〇〇〇〇工事
 - (2) 路河川名・箇所名 〇〇〇〇線 〇〇市〇〇町
 - (3) 委託金額 金 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税相当額〇〇, 〇〇〇円)
 - (4) 委託一部完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
 - (5) 契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(6) 委託金額計算表

建設エキスパートの種別	区分	契約単価①	派遣人数計②	金額①×②	摘 要
第 1 種 建設エキスパート	半日	17,800 円/人	〇人	〇〇円	
	1 日	35,600 円/人	〇人	〇〇円	
第 2 種 建設エキスパート	半日	22,650 円/人	〇人	〇〇円	
	1 日	45,300 円/人	〇人	〇〇円	
第 3 種 建設エキスパート	半日	27,600 円/人	〇人	〇〇円	
	1 日	55,200 円/人	〇人	〇〇円	
災害復旧技術アドバイザー		無償	〇人	無償	
旅費交通費		2,000 円/人	〇〇人	〇〇円	
資料代		1 式		〇〇円	
事務費		3,000 円/人	〇〇人	〇〇円	
合 計				〇〇円	
消費税相当額		〇〇円×0.10		〇〇円	
委託金額				〇〇円	

支 援 日 確 認 表

1. 業務名： 建設エキスパート支援業務
2. 業務場所： ○○土木事務所管内
3. 支援対象業務（工事）箇所
 - (1) 対象事業（工事）名：
 - (2) 路河川名・箇所名：

（単位：人）

月 日		曜 日	開始 時間	終了 時間	4 時間 以内	8 時間 以内	旅 費	資料代 実費	建設エキスパート	
									氏 名	要請された エキスパートの 職種
月	日									
合計										
内 訳		第 1 種建設エキスパート								
		第 2 種建設エキスパート								
		第 3 種建設エキスパート								
		災害復旧技術アドバイザー								

注) 要請されたエキスパート職種欄は、様式-契3の支援要請表のエキスパート職種欄と同一とする。

上記、支援日数及び時間等間違いありません。

○○年○○月○○日
 (公財) とちぎ建設技術センター
 理事長 ○○○○